



伊方原発設置反対運動資料の保存・整理をめぐる現状と課題（活動報告）

吉川，圭太

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 15:129-136

(Issue Date)

2023-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100489546>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100489546>



伊方原発設置反対運動資料の 保存・整理をめぐる現状と課題

吉川 圭太

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターでは、二〇一七年度より愛媛大学・国立歴史民俗博物館などとの共同で、愛媛県西宇和郡伊方町^①に所在する四国電力伊方原子力発電所（以下、伊方原発）の設置反対運動に関する資料の保存・整理を進めている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で作業は一時的に制限されたが、整理はようやく大詰め段階となり、公開に向けた議論に入りつつある。以下では、同資料の調査経緯、資料群の概要、資料保存・公開をめぐる課題について報告する。

一 伊方原発設置と 反対運動の概要

伊方原発は、愛媛から九州に向って突き出

す佐多岬半島の付け根に位置し、瀬戸内海に面する伊方町九町越^{くちよこし}のヒラ濱^{ひらばた}という岬一帯を削って建設された。国内で唯一、内海に面して立地する原発であり、一九七三年の一号炉着工以降、九四年までに三基の原子炉が建てられた。東日本大震災による福島第一原発事故後、国内原発はいったん全て運転停止し、四国電力は伊方原発一号炉・二号炉の廃炉を決定したが、二〇一六年八月に三号炉を再稼働させた^②。以下、前提として、伊方原発の設置経緯と反対運動について概観しておく^③。

佐多岬半島は、主軸に三〇〇m級の山脈が走り、平地の乏しい急峻な地形を成している。その地形的制約から、この地に暮らす人々は、沿岸漁業と傾斜地での段畑農業を主たる生業とし、農閑期の出稼ぎで家計を補ってきた。甘蔗・麦栽培と牛飼育が主だった段畑農

業は、戦後に柑橘栽培への転換が進み、高度成長期にかけて西宇和郡はミカン生産地として確立していく。しかし、農家所得向上をうたい、果樹を推奨する国の農業政策の誘導は、ミカンの生産過剰を招き、干ばつも影響して一九六八年には価格が暴落した。伊方町に原発誘致の動きが起つたのはこの頃である。高度経済成長のもとで過疎化が進むなか、農政の失敗が重なり、それが「地域振興」策としての原発を呼び込む誘因となったのである。

一九六九年七月、四国電力による用地買収が進んでいることを地元紙が報じ、伊方町と四国電力による原発計画が明るみとなった。頭越しの計画に対し、立地周辺住民は反対運動を起こし、学習会やデモ・座り込み・同盟休校などに加え、原発と知らずに土地売買契約を結ばされた地主は、その破棄をめぐる四国電力に対し訴訟を起こしていた。立地紛争の初期においては、土地と漁業権を売り渡さないことが反対運動の最大の争点であった。特に原発建設予定地の前面海域に漁業権をもち、原発誘致上その動向が注視された町見漁協は、「原発絶対反対」の立場をとっていた。しかし、原発推進主体による切り崩しが

強められ、漁協総会での「原発誘致賛成」決議の強行採決を経て、一九七一年一月には漁業権放棄の可決に至る。これによって原発設置にむけた動きは加速し、翌七二年二月には電源開発調整審議会が伊方原発の新設を承認し、四国電力による原子炉設置申請、国による安全審査を経て、同年一月、国は四国電力に対し原子炉設置を許可した。

こうした状況に対し、住民は原発設置許可の取り消しを裁判で争うことを決め、一九七三年八月、原告住民三五名が国を被告とする行政訴訟に踏み切った（いわゆる一号炉訴訟）。この行政訴訟は、日本で初めて原発の安全性（危険性）が全面的に争われたことで知られる。藤田一良氏を中心とする大阪の弁護士らが原告弁護団を組織し、原子力利用の危険性を追求する京都大学原子炉実験所の科学者（熊取六人衆）らが原告側証人となつて、国側と安全性論争を闘わせる「科学裁判」として注目された。審理過程などは省略するが、一審松山地裁判決（一九七八年四月二五日）は原告の請求を棄却、原告は最高裁まで争ったが、最高裁判決（一九九二年一〇月二九日）は上告を棄却、原告敗訴が確定した。⁴⁾

他方、一号炉訴訟進行中の一九七七年三月、国は伊方原発二号炉の増設を許可し、翌七八年二月に着工された。これに対し同年六月、地元住民は伊方原発二号炉の設置取り消しを求める新たな行政訴訟を松山地裁に起こした（いわゆる二号炉訴訟。原告の多くは一号炉訴訟と重複）。反対運動は、一号炉訴訟と同時に並行で二号炉訴訟を抱え込むこととなつたのである。この二号炉訴訟は訴訟代理人を立てず、原告の住民自らが訴訟を行なう「本人訴訟」で進められた。松山地裁での審理は二〇〇〇年にまで及び、その間六九回の口頭弁論が開かれた。同年二月一五日、松山地裁は原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側はこれに抗議したが控訴はせず、原告敗訴で終結した。

二七年間にわたつた一連の行政訴訟は幕を閉じたが、その後も伊方の運動は続いている。伊方三号炉のプルサーマル運転への抗議をはじめとする諸運動、東日本大震災後は運転差し止め訴訟や伊方原発ゲート前での定期抗議行動などが継続されている。

二 資料調査の経緯

住民側が残してきた反対運動資料の保存問題について、私のところに情報が寄せられたのは二〇一七年の三月頃であつた。当時、私は地域歴史資料学の科研費プロジェクトで事務局を担当していた関係から、同科研メンバーで運動支援者と接点のある内田俊秀氏（京都造形芸術大学名誉教授）を介して、地元で資料を維持していくことが困難になりつつあるとの相談を受けたのであつた。そこで、運動関係者と連絡を取つたところ、反対運動の中心的存在であつた広野房一氏と近藤誠氏（ともに故人）の旧蔵資料が、伊方原発から約一km北東に位置する八幡浜市保内町磯崎（いさき）という港町に移され、保管されているとのことであつた。まず、二人のプロフィールならびに磯崎へ資料が移管された事情を簡単に述べておく。

(一) 資料旧蔵者と資料の来歴

・広野房一氏（一九二二～二〇〇五年、伊方町九町）

広野氏は、原発立地周辺の伊方町九町に土地を持つミカン農家であり、町見農協に長年勤務した（一九六八年定年退職）。原発建設計画が明るみになるや、前伊方町長の川口寛之氏らと六九年一〇月「伊方原発設置反対共闘委員会」を結成、事務局を担当した。さらに西宇和郡・八幡浜市にわたる反対住民組織の連合体として七二年八月に結成された「伊方原発建設反対八西連絡協議会」（以下、八西協⁶）では、長年にわたり会長を務めた。一号炉・二号炉両訴訟の原告であり、四国電力に対して農地を売らなかつた地元反対運動の支柱の一人である。二〇〇五年七月二〇日没（享年九二歳）。

旧蔵資料は、没後しばらく親族が管理していたが、二〇一四年六月に磯崎へ移管された。

・近藤誠氏（一九四七～二〇一五年、八幡浜市）
近藤氏は広島県竹原市に生まれ、大学時代を大阪で過ごした。一九七一年、星野芳郎を団長とする瀬戸内海汚染総合調査団の一員と

して伊方を訪れ、原発設置問題に接する。関西の学生・労働者を中心とする「伊方原発粉碎労学共闘会議」（労学共闘）を組織し、現地に住み込んで運動を支援した。その後、八幡浜港のトロール船乗組員を経て、七七年に南海日日新聞社（八幡浜市）の記者となった。南海日日新聞は八幡浜市・西宇和郡をエリアとするローカル紙であり、日刊新愛媛から独立した斉間満氏が七五年一月に創刊した（二〇〇八年五月末をもって休刊）。同紙は原発反対の見地に立ち、伊方原発設置をめぐる動向を詳報するとともに、犯罪報道における被疑者の匿名化を実践したことで知られる⁷。二号炉訴訟の原告であり、八西協の事務局を担った。行政訴訟終結後も精力的な運動を進め、最期まで反原発を訴え続けた。二〇一五年一〇月一五日没（享年六八歳）。

旧蔵資料は家族の意向により、亡くなる直前に運動関係者によつて磯崎へと移された。

・磯崎の人々（磯津公害問題若人研究会）と資料移管事情

上記二人の資料を磯崎の地で受け継いだのは、伊方原発設置反対運動に初期から参加してきた「磯津公害問題若人研究会」（以下、若

人会）の人々である。若人会の結成は、公害問題への社会的関心が高まっていた一九七〇年代初頭であり、保内町磯崎・喜々津（磯津地区）に暮らす当時二〇歳代の農漁業者たちが、農水産物への環境汚染の影響を考へるため自主的に集まったのがきっかけである。若人会のメンバーは一号炉・二号炉両訴訟の原告でもあり、特に一号炉運転開始の翌七八年からは、温排水による原発周辺海域汚染の調査を開始し、その調査報告書は二号炉訴訟の準備書面としても提出された。調査活動は裁判終結後も二〇一四年まで続けられ、調査結果を随時公表した。これに協力してきた小出裕章氏（京都大学原子炉実験所）は、若人会の三〇年余りにわたる地道な調査活動が、四国電力の運転管理を厳密化させ、放射性物質の放出を抑止する力になったと指摘する⁸。

反対運動開始から半世紀余りが経つなかで、原告の多くが亡くなり、八西協に所属する各団体も活動休止していった。結成当時二〇歳代だった若人会メンバーも、今では高齢となった。それでも、運動を支えた古参団体として、近年まで精力的な活動を継続してきた若人会が、二人の運動記録を引き継ぐ受け皿となつ

たのである。

(二) 資料調査・整理の経緯

以上の経緯で磯崎に移管された資料について、現況確認をするため、二〇一七年五月二十九日、私と内田俊秀氏・神戸大学研究員の三名で現地調査を行なった。調査先はミカン農業を営む若人会メンバーの自宅倉庫であり、運動初期から二〇一〇年代までの資料が段ボール二〇箱余り保管されていることを確認した。反対運動と裁判に関する膨大な文書資料に加え、ネガフィルム、8ミリフィルム、横断幕・幟旗など媒体も多種多様であった。

同年八月二二日、これらの資料の保存について、若人会や近藤誠氏の妻である近藤亨子氏、運動支援者らと意見交換の場を設けた。地元側から出された意見は、自分たちの苦闘の記録だが、高齢化等のため今後とも保管していくのは現実的に困難であり、資料保存機関などに受け入れをお願いできないかとのことであった。話し合いの結果、当面は磯崎での保管を続け、その間、柑橘栽培の農繁期を避けて集中的に資料整理作業を進め、あわせて受け入れ先を検討することにした。さらに愛

媛大学などに協力を呼びかけることとした。

磯崎での資料整理作業は、①二〇一七年九月一〜一三日、②二〇一八年三月二〜二三日、③同年九月一九日の日程で実施した。これには、愛媛資料ネットワークメンバーや愛媛大学・国立歴史民俗博物館・立命館アジア太平洋大学・神戸大学などの学生・教員、愛媛県内や大阪の運動支援者・市民ら延べ八〇名ほどが参加した。主な作業内容は資料のナンバリング、保存封筒・保存箱への移し替え、目録作成であり、あわせて無酸素パックによる殺虫、保存箱内への調湿紙貼付など、現地で保管するうえで可能な範囲の対処をした。

なお、作業には、長きにわたって運動を支援してきた尾崎充彦氏・二木洋子氏（いずれも大阪在住）、近藤亨子氏が毎回参加され、若人会の方々も農作業や漁の合間をぬって顔を出してくれた。資料整理の現場が運動の話を聴く貴重な場となり、そのことが、さらなる資料の掘り起こしにつながった。

この集中整理により、文書資料についてはおおよその目録を作成することができた。ただし、現地では簿冊表題レベルの採録にとどめた文書綴等について、詳細目録をつくる必

要があるとの意見も出され、引き続き対応することとなった。他方、資料保存面では、フィルム類や酸性紙などの媒体劣化、青焼・感熱紙などにおける記録内容消失といった、長期保存が困難な近現代資料に特有の劣化が懸念されるものが少なからずみられた。これらの資料への対応策について若人会や関係者らと話し合い、神戸大学で一時的に資料を借用し、デジタル化も含めた保存処置を検討することとなった。二〇一八年九月一九日、現地作業が一段落したのを機に、全資料を神戸大学へと搬送した。

三 資料群の概要

伊方原発設置反対運動資料は、四つの資料群から構成される。各資料群の概要は次のとおりである。

① 広野房一氏資料

広野氏旧蔵の文書資料を中心とする約三六〇点（中性紙保存箱一〇箱）の資料群である。⁹⁾

裁判関係資料をはじめ、運動初期からの各

種文書、ビラ・ミニコミ、メモ、手紙などが丁寧にとめられている。なかでも一九六九年から二〇〇一年までの運動の動向を詳細に綴った日記（ノート一六冊）は重要である。また、伊方原発設置反対共闘委員会ならびに八西協の事務局・会長を務めていた関係から、それらの団体に係る文書が系統的に残されており、会計報告・カンパ記録なども含まれている。他地域の団体・個人とのやりとりを示す記録も多く、他者に開かれた関係のなかで伊方の立地点闘争が進められたことをうかがい知れる。なお、若干ながら一九七〇年代前半の農協関係資料も残っている。

② 近藤誠氏資料

文書資料を中心とする約三九〇点（保存箱四箱）と、『南海日日新聞』原紙（新聞用保存箱七箱）から成り、東日本大震災後の再稼働反対・運転差し止め関係の資料を若干含む。

近藤氏の活動経歴を反映し、一九七〇年代初頭の学生側の運動資料（反公害・反原発のビラや学習会資料など）を含んでいることが一つの特徴であり、おそらく他機関未所蔵の機関紙・ビラ（労学共闘『おらびだし』など）

も含まれている。都市部の学生運動経験者らの関わり方を検討し得る資料である。また、メディア関係の資料として、新聞記者かつ原告として調査収集した国内原発の故障・事故等に関する各種新聞記事ファイルなどが残されている。『南海日日新聞』原紙は、所々欠号はあるが、創刊号から残っている。

③ 広野・近藤混在資料

これは裁判関係資料を中心とする約一二八〇点（保存箱一一箱）の資料群である。資料群名称は便宜的に付与しており、来歴と性格について若干の説明が必要である。

広野・近藤両旧蔵資料が磯崎に移された後、これらの資料は一人の運動支援者の手によって分類整理が進められていた。その整理方法は、主として裁判過程を復元できるよう、二人の資料から該当資料を選択、分類整理していくものであり、出所が混在した状態となっていた。そこで、私たちが現地調査に入った際、ご本人も交えて整理方針について議論を重ねた。市民の手による整理とその意図を尊重しつつ、アーカイブズの出所原則との整合をいかにとるかという問題だったが、（１）分類整

理の既済分についてはそのままの状態とし（これが本資料群）、（２）未着手分については出所原則にたつて整理する（①広野資料・②近藤資料）とのことで落着いた。なお、ご本人は集中整理作業にも毎回参加され、一貫して協力いただいていることを付言しておく。

本資料群は、二号炉訴訟関係の資料が中心である。これは、広野・近藤両資料から主として二号炉訴訟に関する資料を抽出するという意図で整理が進められていたためである。というのも、全国初の原発行政訴訟として社会的な注目を集めた一号炉訴訟については、法律家・科学者らによる判決批判や関係文献が出ているが、それに比し、本人訴訟で進められた二号炉訴訟は審理過程を含めて明らかにない部分も多い。その意味で、本資料群は出所が混在するものの、二号炉訴訟を検証し得る内容をもっている。

④ 伊方原発反対八西連絡協議会資料

これは磯津公害問題若人研究会が引き継いだ八西協の団体資料であり、写真・映像・音声資料、横断幕・幟など約一五〇点から成る。文書資料は含まれない（八西協の文書資料は、

①広野資料に含まれている)。詳しい来歴は不明であるが、おそらく行政訴訟終結以降のどこかの段階で、若人会メンバーが受け継いだものである。

ネガフィルム七二本(約二〇〇〇コマ)、ポジフィルム(スライド)六箱(約一八〇枚)、8ミリフィルム一二本のほか、VHS・オーブンリール・カセットテープが数点残っており、運動を記録した視聴覚資料として重要である。また、運動で使用された横断幕・幟・ゼッケンなどが五八点あり、運動を肌感覚で感じられる貴重な資料である。

四 資料保存・整理活動の現状と課題

先述のとおり、現地での整理作業後、資料は神戸大学で一時預かることとなり、二〇一八年より人間文化研究機構「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」に位置づけて、以下の保存・整理作業を進めている。

まず、手付かずであった写真・映像・音声資料については専門業者に依頼し、フィルム

の劣化度合いのチェックとデジタル化はなかった。幸い劣化はそれほど進行しておらず、電子化はすべて完了した。なお、被写体や場所などの特定が難しいため、当時を知る関係者らの協力を得て、情報収集と概要目録の作成を現在進めている。

酸性劣化が懸念されるガリ版刷りや新聞紙などについては、DAE法による脱酸処置を施している。ただし、このような媒体劣化の抑制とともに、近現代資料の保存で急を要するのは青焼・感熱紙などの記録材料の劣化であり、文字等の消失前に複写やデジタル化をはからざるを得ない。そのため、保存と将来的な利用の観点から、書籍を除く一次資料のデジタル化を進めた。この作業はほぼ完了したが、データのバックアップと共有が今後の課題である。以上のように、媒体や記録材料が多様である各種の資料に対応しつつ、同時に資料群全体の体系的な保存のあり方を考えていく必要がある。

これらの保存処置と並行し、神戸大学では目録情報の点検・記述統一、一部資料の詳細目録作成を進めている。また、多様な内容を含みこむ資料を「分類」するのは困難であるため、

キーワード付与によって検索の利便性を高めることを模索している。新型コロナウイルスの影響で作業は一時的に停滞したが、整理作業は詰めの段階まできつつある。

今後の課題としては、次の二点があげられる。第一に、資料の公開についてである。二〇二三年三月一四日に磯崎で開いた意見交換会では、①目録の公開、②将来的な資料公開のあり方が議論になった。目録については今年度中の公開を予定しているが、個人情報を含む資料の取扱いや公開基準、公開にあたっての仕組みと体制などについて、他の事例も参考にしながら関係者らと検討を重ねていく必要がある。

第二に、資料受け入れ先の問題である。これは多くの方々の協力を得て検討を続けているが、まだ解決していない。伊方に限らず、「現地保存」が困難になるなか、政治・社会を問うた住民運動の記録資料を社会的にいかに引き継いでいくのか、「現地」という場・人と「資料」とをいかにつなぎとめ、あるいは結び直すのか、社会的議論が必要であろう。

最後に付言しておきたい。二〇一九年九月二四日付の『愛媛新聞』は、松山地裁が伊方

原発一号炉訴訟の記録を廃棄していたと報じた。当時、長沼ナイキ訴訟など多数の重要裁判記録の廃棄が全国で判明した流れで発覚したものである。裁判記録の保存は、行政庁に限定した公文書管理法の対象外にあり、事実上永年保存の「特別保存」とするか否かは、管轄裁判所の判断に委ねられる部分が大きい。全国初の原発行政訴訟の地裁記録が廃棄されたことで、審議過程を含めた検証が将来困難になると愛媛新聞は指摘する。運動や社会紛争など対立意見を含む多様な記録を残すことは、市民社会において複数の視点からの検証を担保し、現在と将来に向けて対話を開いていく基盤となる。日本の脆弱な公文書管理体制の現状において、伊方の住民らが残してきた資料は極めて重たい意味をもっている¹⁾。

註

(1) 一九五五年、伊方村と町見村が合併して伊方町となり、佐多岬半島の付け根から突端にかけて西宇和郡伊方町・瀬戸町・三崎町の旧三町が成立した。二〇〇五年の三町合併により、佐多岬半島全域を町域とする伊方町が発足し現在に至る。以下で伊方町という場合、二〇〇五年合併

以前の旧伊方町を指す。

(2) 東日本大震災後、各地で原発運転差し止め訴訟が展開されており、伊方原発については松山・広島・大分・山口各地裁で争われている。伊方三号炉をめぐるのは、広島高裁が二〇一七年と二〇二〇年に運転差し止め処分令を出したが、いずれも四国電力側の申し立てによる異議審で取り消されている。

(3) 詳しくは、齊間満『原発の来た町——原発はこうして建てられた——伊方原発の30年』(南海日日新聞社、二〇〇二年)、澤正宏編『詳説福島原発・伊方原発年表』(クロスカルチャー出版、二〇一八年)などを参照。

(4) 審理過程や判決内容などについては、伊方原発行政訴訟弁護団・原子力技術研究会編『原子力と安全性論争——伊方原発訴訟の判決批判』(技術と人間、一九七九年)、渡海雄一『原発訴訟』(岩波新書、二〇一一年)、藤田一良『弁護士・藤田一良——法廷の闘い』(緑風出版、二〇一四年)、荻野晃也『科学者の社会的責任を問う』(緑風出版、二〇二〇年)などを参照。

(5) 伊方原発三号炉は、チェルノブイリ原発事故発生一ヵ月後の一九八六年五月に、

国による設置許可が出され、同年着工、九四年に運転開始。二〇一〇年からは炉心の一部にMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料を装荷し、プルサーマル運転を開始した。

(6) 八西協には、伊方原発設置反対共闘委員会(旧伊方町)、三崎町民会議(旧三崎町串)、西宇和郡原電建設反対期成同盟会(旧保内町磯崎)、八幡浜市民の会(八幡浜市)、保内町水を守る会(旧保内町宮内)、磯津公害問題若人研究会(旧保内町磯崎)などが加わった。

(7) 齊間満『匿名報道の記録——あるローカル紙の試み』(創風社出版、二〇〇六年)を参照。

(8) アジアプレス・ネットワーク、二〇一五年六月一二日配信「小出裕章さんに聞く」伊方原発訴訟と地元住民が執念で勝ち取った成果とは?」https://www.asiapress.org/apn/2015/06/japan/post_5499/ (二〇一三年八月二九日最終閲覧)

(9) 箱数に比し資料点数が少ないのは、文書綴等についてはファイルレベルで採録したためである。詳細目録を作成中であり、アイテムレベルに換算すると二〇〇〇点ほどになるだろう。

(10) 註4文献などのほか、近年では一号炉訴訟の裁判記録をまとめた『伊方原発設置反対運動裁判資料』（全七巻、クロスカルチャー出版、二〇一三―一四年）が出

版されている。
(11) 伊方一号炉訴訟については他に、藤田一良弁護士との旧蔵資料が立教大学共生社会研究センターに所蔵されている。

地域住民と協働した

福岡町中島区有文書の保全活用事業について

井上 舞

はじめに

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターと神崎郡福岡町は、二〇〇六年度より共同研究「福岡町の地域歴史遺産掘り起こしおよび大庄屋三木家住宅活用案の作成等」を開始した。二〇一七年度からは事業を「福岡町の地域歴史遺産の掘り起こし」「大庄屋三木家住宅文献史料調査」に分け、様々な活動を展開している。本稿ではこのうち、二〇一八年度から二〇二三年度にかけて「福岡町の地域

歴史遺産掘り起こし」の中で取り組んできた、福岡町南田原中島区での区有文書整理について報告する。

整理会発足の経緯

最初に、福岡町教育委員会を通じて地域連携センターに資料整理・調査の依頼があったのは二〇一七年度のことである。それ以前、二〇一三年度に中島区から町教委に当該資料について相談があり、福岡町立神崎郡歴史民俗資料館が対応したが、そのときは現状確認

のみが行われている。二〇一六年度末に当時の区長であった松岡宣幸氏より再度町教委に連絡があり、これを受けた町教委が再調査を行った上で、共同研究の一環として文書の整理・調査ができないかとの相談があった。

調査対象となったのは、中島区の公民館や、旧公民館で現在は集会施設となっている「五合堂」と呼ばれる建物内に長らく保管されてきた近代文書（中島区有文書）と、松岡氏が同区内の住民から引き取った近世く近代文書および典籍類（中島区松岡家文書、現在は区の所有）である。町教委の事前調査報告を確認したところ、いずれも破れていたり、箱に押し込まれて皺だらけになっていたものの、地域で整理作業を行うことは可能と考えた。そこで、中島区および町教委と協議して、中島区内で参加者を募り、これらの文書群の整理を進めることにした。

区有文書の整理①

以上の経緯を踏まえ、二〇一八年度より中島区有文書整理会を始動した。作業日は毎月第四水曜日の一三時三〇分～一五時三〇分。